

会議録

会議の名称	平成 23 年度第 1 回西東京市保健福祉審議会
開催日時	平成 23 年 11 月 7 日（月曜日） 午後 7 時 00 分から午後 8 時 30 分まで
開催場所	西東京市役所 田無庁舎 3 階 庁議室
出席者	委員：須加委員（会長）、熊田委員（副会長）、石田委員、坂元委員、清水委員、鈴木委員、新倉委員、早川委員、阿委員、綿委員 事務局：市長、福祉部長、生活福祉課長、福祉部主幹（生活福祉課）2 名、高齢者支援課長、高齢者支援課介護保険担当課長、障害福祉課長、健康課長、生活福祉課調整係長、生活福祉課調整係主事、
議題	(1) 会長の選任 (2) 副会長の選任 (3) 諮問 「第 3 期西東京市地域福祉計画を策定するにあたっての基本的な考え方について」 (4) 審議会の運営について (5) 諮問事項についての審議 (6) その他
会議資料の名称	資料 1 西東京市保健福祉審議会委員名簿 資料 2 西東京市保健福祉審議会条例 資料 3 西東京市保健福祉審議会条例施行規則 資料 4 西東京市市民参加条例 資料 5 西東京市市民参加条例施行規則 資料 6 西東京市情報公開条例 資料 7 西東京市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例 資料 8 社会福祉法と地方自治法の抜粋 資料 9 市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について（一人ひとりの地域住民への訴え）の概要 資料 10 地域における「新たな支え合い」を求めて 住民と行政の協働による新しい福祉 資料 11 地域福祉計画策定状況等について 資料 12 平成 22 年度地域福祉コーディネーター事業実績報告 資料 13 平成 23 年度地域福祉コーディネーター事業実績報告（8 月まで） 資料 14 第 2 期西東京市地域福祉計画進捗状況調査票 資料 15 西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第 5 期）策定検討の枠組み 資料 16 第 3 期西東京市障害福祉計画の策定について
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録

会議内容

○事務局：

本日は、平成 23 年度第 1 回西東京市保健福祉審議会に出席いただき、感謝申し上げます。

市長より各委員へ委嘱状を交付

関連部署管理職及び審議会事務局職員の紹介

委員自己紹介

(1) 会長の選任

○事務局：

西東京市保健福祉審議会条例第 5 条に「審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める」とあるが、会長の選任について意見があれば、お願いしたい。

事務局に一任の声

○事務局：

事務局としては、須加委員をお願いしたいと考えているが、よろしいか。

異議なし

○事務局：

須加委員よろしいか。

須加委員了承

○事務局：

では、会長は須加委員をお願いします。

会長就任あいさつ

○事務局：

ここからは会長に進行をお願いしたい。

(2) 副会長の選任

○会長：

副会長の選任について意見はあるか。

会長に一任の声

○会長：

委員から特に意見はないようだが、事務局案はあるか。

○事務局：

事務局としては、熊田委員にお願いできればと考えている。

○会長：

ただいまの事務局案についていかがか。

異議なし

○事務局：

熊田委員よろしいか。

熊田委員了承

○会長：

では、副会長は熊田委員にお願いしたい。

副会長就任あいさつ

(3) 諮問「第3期西東京市地域福祉計画を策定するにあたっての基本的な考え方について」

○事務局：

保健福祉審議会は、市長の諮問を受けて、調査及び審議を行い、答申することとされている。今回、本審議会でも審議いただきたい案件を市長から諮問させていただくので、よろしくお願ひしたい。

市長、諮問文を読み上げ、会長に手交

○会長：

慎重に審議し、答申させていただく。

市長あいさつ

○会長：

事務局からは何かあるか。

○事務局：

諮問書の写しを手元に配っているので、確認いただきたい。なお、市長は、所用のため、ここで退席させていただく。

市長退席

(4) 審議会の運営について

○事務局：

配付資料の確認

(保健福祉審議会についての説明)

○事務局：

資料 2 に沿って説明

(席次について)

○会長：

現在、委員に 50 音順で時計回りに座っていただいているが、この席順でよろしいか。

異議なしのため承認

(審議会の公開について)

○事務局：

西東京市市民参加条例第 8 条にあるとおり、審議会は原則公開となっている。本審議会についても公開でよろしいか確認したい。

○会長：

公開でよろしいか。

異議なしのため承認

○事務局：

また、傍聴者人数については、市民参加条例施行規則第2条により、事前公表し、概ね5人程度とさせていただきたいと考えているが、この提案のとおりでよろしいか。

○会長：

傍聴者については、提案のとおりでよろしいか。

異議なしのため承認

(会議録の作成について)

○事務局：

次に、会議録の公開に関して2点御確認いただきたい。

会議録の記録方法について、事務局としては、一般的に採用されている「発言者ごとの要点記録」にさせていただきたいと考えているが、いかがか。

○会長：

会議録は、「発言者ごとの要点記録」でよろしいか。

異議なしのため承認

○事務局：

会議録に記載する委員名については、事務局としては「委員」とのみ記載する方法で記録させていただきたいと考えているが、いかがか。

○会長：

発言者の表記は、「委員」でよろしいか。

異議なしのため承認

○事務局：

審議会運営についての確認は、以上である。

(5) 諮問事項についての審議

○会長：

それでは、諮問事項について、審議したい。事務局から審議内容や今後の日程について、説明をお願いしたい。

○事務局：

今回の諮問は、平成 26 年度から 5 年間の第 3 期西東京市地域福祉計画を策定する上での基本的な考え方をお示しいただきたいというのが主な内容となる。本日、諮問事項関係として、第 2 期地域福祉計画の実施状況や、福祉に関するその他の計画など計 3 件について報告させていただき、西東京市の福祉行政の現状を確認いただきたい。次回以降、現状を理解いただいた上で、第 3 期の地域福祉計画策定に向けての基本的な考え方について、整理いただければと考えている。

また、本審議会の答申に基づき第 3 期地域福祉計画の策定準備もあるので、できれば、来年の夏前ごろまでに答申をいただきたい。

○会長：

それでは各計画の現状について報告をお願いしたい。

○事務局（生活福祉課）：

地域福祉計画についての説明

○会長：

質問はあるか。

○副会長：

ほっとネットの仕組みそのものが、非常に複雑に感じられるのではないかと思う。まず、仕組みについての理解を共有していければと思う。新しい取組みであり、都内で西東京市より先行しているのは 2 か所である。今、西東京市を手本に進めているところもある。地域の問題が、必ずしも分野ごとに分かれているわけではないということが、ほっとネットの契機になっている。

○委員：

相談が多いのは「高齢」と「まちづくり」だが、「高齢」の場合、65～74 歳と 75 歳以上の内訳は出ているのか。

○委員：

民生委員がいるところには相談が多かったとのことだが、民生委員との協働とほっとネット推進員との連携についてはどうなっているのか。それができていないと、地域に根差

していることにはならない。

○委員：

「ほっとネット推進員」、「ささえあい」、「訪問ささえあい」の3つがある。どれもやっていることは似ているが、それぞれの名称は違う。しっかり展開していかないと、PRが足りないということで地域に伝わってしまう。

○会長：

民生委員との協働についての現状はどうか。

○事務局：

ただいまの4点の質問に答える。地域福祉コーディネーターが、必要に応じて民生委員や地域包括支援センターと連携している。例えば、地域包括支援センターにつなげるべきことは、地域包括支援センターにつなげている。課題として、個人情報関係で、地域福祉コーディネーターからほっとネット推進員に情報を出せないということがある。

また、特に一般の高齢者と後期高齢者には分けていない。平成22年度は、「高齢」の相談21件のうち18件が終了した。相談が「高齢」であれば、解決しやすい傾向があり、地域包括支援センターにつなげれば、対応してもらえる。「ほっとネット」と「ささえあい」の違いについては、「ほっとネット」は対象を特に限定していないが、「ささえあい」は基本的に高齢者を見守るという事業である。

○委員：

「解決」と書いてある事例については、「関係機関につながったので解決」というケースもあるのか。

○事務局：

お見込みのとおりである。

○事務局（高齢者支援課）：

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画についての説明

○会長：

質問はあるか。

特になし

○事務局（障害福祉課）：

障害福祉計画についての説明

○会長：

質問はあるか。

特になし

(6) その他

○会長：

その他としては何かあるか。

○事務局（健康課）：

健康都市宣言についての説明

○会長：

質問はあるか。

○委員：

地域福祉計画の 3 ページに各計画の相関図があるが、地域福祉計画の基本的な考え方を
出すに当たっては、既に様々な計画があり、そんなに新しい考え方が出てくるとは思えな
い。

○事務局：

各計画に個別の根拠があり、期間も様々である。法令によって策定が義務付けられてい
るものもある。それぞれ調整しながら地域福祉計画に位置付けていくイメージである。

○副会長：

地域福祉計画は、各計画を横につなげる役割を持っている。

○事務局：

各計画で相互に矛盾がないように、担当各課で調整会議を行っている。

○会長：

他にはあるか。

○事務局：

次回の審議会は、来年2月を予定している。具体的な日程は、決まり次第通知する。

○会長：

全体で何回開催する予定か。

○事務局：

今回を含め、計5回を予定している。

○会長：

それでは、本日の会議は、これで終了する。